

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	提供先において個人データとなる場合の規律の明確化	
規制の区分	新規	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	vii	
規制の目的、内容及び必要性	現行法では、提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについては、本人の事前同意が義務付けられていない。 情報通信技術の進展等により、提供元においては個人データに該当しないデータについて、照合が容易な他の情報を有する提供先に提供し、提供先が個人データとして取得するという形態の第三者提供が事業者間で普及しつつある。この場合、提供先においては当該個人データに係る本人が特定され、その権利利益が侵害されるおそれがあるにもかかわらず、現行法では本人の事前同意は不要ということになる。このような形態を規制しない場合、その普及を許し、本人の意思に反する当該提供が行われ、その権利利益が侵害されることを防止することが困難になる。 したがって、本人の意思に反する上記提供が行われ、その権利利益が侵害されることを防止することを実現するためには、提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについても、本人の事前同意を義務付ける必要がある。	
直接的な費用の把握	費用の要素	
	(遵守費用)	本件は、技術の進展等によって新たに普及しつつある新しい形態での個人情報の権利利益の侵害を未然に防止するための措置であり、規制を導入しなかった場合の発生件数を予測することは現実的でない。
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		